

競争的資金等に係る不正防止対策の基本方針

平成 28 年6月 14 日
最高管理責任者決定

公益財団法人いわて産業振興センターでは、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日)に基づき、「競争的資金等の運営及び管理に関する取扱規程」を定め、当規程第 4 条第 1 項に掲げる競争的資金等に係る不正防止対策の基本方針を次のとおり規定する。

1.不正防止対策に当たって、次のとおり不正防止対策の実施責任の所在を明確にする。

責任体制	役職名	責任と権限
最高管理責任者	理事長	競争的資金等の運営及び管理について最終的な責任を負う。
統括管理責任者	専務理事	最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について業務全体を統括する。
コンプライアンス推進責任者	産学連携部長	統括管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について実質的な責任及び権限をもつ。
相談・通報窓口	公益財団法人いわて産業振興センター 産学連携部 〒020-0857 岩手県盛岡市北飯岡 2-4-26 TEL:019-631-3825 / FAX:019-631-3830 E-mail:joho@joho-iwate.or.jp	

2.不正防止対策に当たり、競争的資金等の運営及び管理並びにそれらに必要となるルールに関する構成員に対するコンプライアンス教育の実施体制については「不正防止計画」に基づいて行う。

3.関係役職員においては「競争的資金活用行動規範」、研究者等においては「研究者等の行動規範」に則り、競争的資金等を適正に管理し不正防止に努める。

4.通報等を受け、調査が必要と判断した場合、最高管理責任者は直ちに「競争的資金等調査委員会」を設置して調査を行う。

5.不正使用が判明した場合には、当該者に対して一切の取引停止や研究費の使用停止を含めた厳正な処分を行う。

6.不正使用を未然に防止するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。

当基本方針はホームページに掲載し、改正については最高管理責任者たる理事長の決裁によるものとする。

附 則 平成 29 年4月1日 一部改正

附 則 令和6年4月1日 一部改正